

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-⑫)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準が未設定の農薬有効成分について速やかに基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	184	167	277	150
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	184	167	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	135	79	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	当面の間	○
		-	158~160	141~143	136~138	128~130	集計中	176以下	
		年度ごとの目標値	-	315~343	※23年度以降は目標設定対象が変更				
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準	実績値					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	△
		-	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.5 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.2 公共用水域 底質99.8 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.1 公共用水域 底質99.6 地下水質99.6 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.2 公共用水域 底質99.6 地下水質99.5 土壌100	集計中	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	3 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数(累計)	基準値	実績値					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	○
-		135	196	260	309	386	559		
年度ごとの目標値		-	185	246	310	359	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) ○平成25年のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、当面の間の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成25年の全国の環境調査結果では、大気・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準については、平成26年度は目標値を大きく上回る農薬有効成分数を設定することができた。また、これまでに目標の約70%の農薬有効成分について設定することができた。これまでと同程度の設定数を維持することで平成32年度までに目標値を達成することが可能。

評価結果	施策の分析	<p>○環境濃度(常時監視)、施行状況、排出インベントリー調査を実施することにより、ダイオキシン類の国内での現状が把握出来ており、これに基づいてすべて目標を達成している事が確認できている。また、環境濃度、排出インベントリーは継続的に毎年改善されている。</p> <p>ダイオキシンの環境測定に係わる信頼性を確保するために、精度管理に関して専門的な見地から検討を行っている。</p> <p>○26年度に水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値を設定した全ての農薬について、国内外の信頼性の高いデータベース等を活用し、毒性文献データを検索。文献データが得られた場合には、その内容を精査の上、基準値設定の際の基礎情報として活用。このような取組により、基準値の科学的信頼性を確保した。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>○ダイオキシン類については、引き続き現在実施している施策を継続する事により、継続的な改善に努めていく。</p> <p>○農薬については、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準については、平成27年度の設定数をこれまでと同様50農薬とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○臭素系ダイオキシン類に関する総括のためのワークショップを開催(H23年度)。有識者による臭素系ダイオキシン類の汚染の現状についての評価と今後の課題等について討議を実施(H25年度)。</p> <p>○学識経験者を委員とする水産動植物登録保留基準設定検討会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果</p> <p>水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を定める件(平成18年12月環境省告示第143号、最終改正平成27年4月27日)</p>
---------------------------	---

担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	----------------------	--------------------	----------	---------